

第二十二回 参議院商工委員会會議録第四号

昭和三十年五月十二日(木曜日)午後一時三十分開会

委員の異動

三月三十日委員小松正雄君辞任につき、その補欠として三木治朗君を議長において指名した。
三月三十一日委員三木治朗君辞任につき、その補欠として小松正雄君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 吉野 信次君
理事 高橋 衛君
三輪 貞治君

委員

上原 正吉君
小野 義夫君
深水 六郎君
松平 勇雄君
加藤 正人君
上林 忠次君
海野 三朗君
藤田 進君
吉米地義三君
石橋 湛山君
通商産業大臣 石橋 湛山君
政府委員 塚本 茂君
経済審議庁総務部長 島村 一郎君
通商産業次官 岩武 照彦君
通商産業大官房長官 出雲井正雄君
通商産業大官房会計課長

通商産業省 板垣 修君
通商局長
説明員 総務府事務官(経済審議庁計画部) 吉井 啓次君
国土調査課勤務

本日の会議に附した案件

○ニッケル製錬事業助成臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出)

○計量法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○経済自立方策に関する調査の件(昭和三十年度通商産業省及び経済審議庁関係予算に関する件)

○本委員会の運営に関する件

○委員長(吉野信次君) それではこれから委員会を開会いたします。

ただいままで当委員会の審査付託になつております法律案が五件ございまして、ニッケル製錬事業助成臨時措置法を廃止する法律案、計量法等の一部を改正する法律案、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案、自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案、こう五つございまして、これを一括上程いたします。政府の方から順次提案の理由

の御説明をまずもつてお伺いしたいと思ひます。

念のために申し上げておきますけれども、計量法と自転車の二つの法案は六月一日から実施ということになっておりますので、五月中に上げなければならぬ法案です。ニッケルの方は期限はございませんけれども、参議院の方が先議になっておりますから、そういう関係で、これも自然急がなければならぬということになるだろうと思ひます。

○三輪貞治君 その御説明を聞く前に、実は三月末の委員会、今度の国会に提出する予定であるという法案の御説明を受けたわけです。それがだんだん減つちやつて、今お話しした五つの法案になつておるわけですが、その他のものは一体どうなつておるのか。特にほつきり五月中旬に提出すると言つておられた石油開発特殊会社法なんか消えてしまつておるんですね。そういう経緯等も一つ御説明願ひたいと納得できない。

○政府委員(岩武照彦君) お尋ねの案件でございしますが、実ははなはだ遺憾でございしますが、少し準備がおくれましたもので、目下提案いたしてありますものは、先ほど委員長が申されました五件であります。近くかねて御案内いたしました法案を二十日までに四件ばかり提案いたす予定であります。なお自後月末までの間に残余の四件ばかり提案いたしたいと思ひます。それからお尋ねの石油の關係の法案

でございしますが、これはちよつと御報告がおくれましたが、予算審議の過程におきまして特殊会社を作りまして石油の開発を促進した方がいかうか、なお若干検討を要すべきものがあるというふうな結論に達しまして、とるにあらず予算案といたしましては補助金の形で提出いたしました。引き続きこの問題につきましても十分検討したいと思つております。ただいまはその法案を提出する予定になっております。目下準備がおくれておるわけであり

○三輪貞治君 これはそう簡単に御説明を承わつただけではちよつと了承できませんが、大臣の時間の都合もありましようから、提案理由の御説明を伺つてあとでまた伺うことにいたします。

○国務大臣(石橋湛山君) ただいま上程せられましたニッケル製錬事業助成臨時措置法を廃止する法律案の提案理由を御説明いたします。政府は、昭和二十六年、朝鮮動乱の勃発による世界的なニッケルの不足に対処し、国内におけるニッケルの増産をはかるべく、同年六月、ニッケル製錬事業助成臨時措置法の制定を待つて、同法の助成を受ける事業者を指定し、指定業者が不測の事態によつてこる損失に對し一定額を限度として國家補償を行うこと等を内容とした育成に乗り出したのであります。その後、わが國におけるニッケルの生産

は、年を追つて順調な伸張を示し、同法の目的としたニッケルの増産は、今日において完全に達成されるところに、品質的にも國際水準に比し何ら遜色のない純良な製品が生産され、また最近では西歐諸國の旺盛な需要にこたへ、多量の國産ニッケルを輸出する等わが國のニッケル製錬事業は、今後同法の助成を待つことなく自立し得る見通しがつきましたので、ここに同法を廃止することになつたと思ひます。

以上の趣旨をおくみ取りいただきまして、慎重御審議の上、本法律案を可決せられますようお願いいたします次第であります。

次にここに計量法等の一部を改正する法律案を提出いたしました理由について御説明申し上げます。

計量法が施行せられてから約三年余を経過いたしました。この間関係政省令も整備され、計量行政も次第に充実して参りました。しかしながら他面わが國の財政及び經濟の現状から一方において検定、取締り等の計量行政の業務を担当する地方公共団体がその業務を遂行するに當つて幾多の問題を生ずるに至り、他方計量法によつて追加されました計量器のうち一部のものについて検定等の態勢の整備が困難となつておりました。このような事態に對処いたしますために關係諸規定を整備する必要が生じたので、ここに計量法等の一部を改正する法律案を提出いたしました次第であります。

この法律案のおもな改正点の第一は、計量法を改正して従来国が金額収納して行なう手数料のうち地方公共団体の行う事業の許可検定等の手数料を当該地方公共団体の収入とするにとしたことであります。第二は、計量法施行法を改正して同法第五十七条の規定により本年九月から検定を開始することとなつてゐる十一種の計量器について検定等の開始を三年間延期することとしたことであります。なお、そのほか行政の簡素化をはかるため事業許可の対象となる設備の範囲及び比較検査の対象となる計量器の種類を限定する等若干の条文改正を行うこととしたしました。

以上がこの法律案の提案理由及び主要な内容の概略であります。何とぞ御審議の上、御賛同あらんことを切望いたします次第であります。

引き続きまして中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案につきましても、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

まず提案の理由について御説明申し上げます。中小企業金融公庫は、中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金を供給するために昭和二十八年八月に設立されたものであります。本年三月末までに三百三十九億五千四百万円余の貸し出しを行い、中小企業の振興に貢献し来たつておるのであります。

しかしながら、中小企業の合理化、近代化を促進し、その振興をはかる上において中小企業金融公庫の果たす役割はいよいよ重要でありますので、この際中小企業金融公庫法の一部を改正し、もつてその機能を拡充強化いたし

たいと考える次第であります。これが本法案を提案した理由であります。

次に本法案の概略を御説明申し上げます。第一は、資本金の増加であります。政府の一般会計からの出資金は、現在百五十五億円でありましたが、今回新たに十五億円を出資し、資本金を百七十億円に増加するものであります。

第二は、役員数の増加であります。公庫の業務は、資金量の増大に伴ひ、毎年増加しておりますが、本年度より、これに加え、新たに一部直接貸付を実施する予定でありますので、これを業務量の増大に対処するため役員を増加をはかるものであります。

第三は、業務上の現金を郵便振替貯金とし、または銀行に預け入れることができるようにすることでありまして、直接貸付の実施に伴ひ、元利金の回収等を円滑ならしめるための措置であります。

第四は、日本開発銀行からの承継債権を整理の必要上従来同行からの借入金として扱つて来たもののうち六十九億三千四百万円を産業投資特別会計から公庫への出資金に振りかえることであります。

なお、これに伴ひ附則において日本開発銀行の資本金及び産業投資特別会計からの日本開発銀行に対する出資金を、それぞれ同額減額する等所要の規定を設けております。

第五は、公庫の商工組合中央金庫に対する貸付金の返済期限を延長することでありまして、商工組合中央金庫に対する法定貸付金の返済期限は本年八月に到来するのでありますが、同金庫の資金繰り状況にかんがみ、これを政令で定める時期まで延長しようとするものであります。

のであります。

以上が法案の内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、可決せられますようお願い申し上げます。

続いて商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案の提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

商工組合中央金庫は、中小企業等協同組合の系統金融機関として、中小企業金融の重要な一翼をになつておるのをごいいます。最近の金融事情にかんがみ、同金庫に対し、政府より十億円を出資して、その機能の強化をはかり、もつて中小企業金融の円滑化に資することといたしたいと考え、本法案を提案した次第であります。

商工組合中央金庫は、戦前政府、民間それぞれ同額の出資をもつて発足したものであります。その後数々の経緯を経まして、現在では政府出資二百二十万円、対日援助見返資金による優先出資三億七千二百万円、組合よりの出資十二億九千七百九十万円合計十六億七千二百万円の資本金となつてゐるのであります。

御承知の通り、商工組合中央金庫は、その原資の相当部分を商工債券の発行によりまかなつておるのであります。現在、そのまゝ進みますと、商工債券も遠からずその発行限度に達します。この際政府出資を十億円増額いたしまして商工債券発行の基礎を強化いたしますとともに、将来の民間出資増額の基礎を与へ、もつて組合金融の確保、中小企業組織化の一その推進をはからんとするものであります。

以上が本法案の提案理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、可決せられますようお願い申し上げます。

上、可決せられますようお願い申し上げます。続きまして自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

現行の自転車競技法等の臨時特例に関する法律は、昨年第十九国会において御審議を願つて成立したものであります。その際附帯決議として同法は暫定措置としては、やむを得ない制度であるが、その機構、措置については政府はすみやかにこれを是正するよう要請せられた次第でございました。政府といたしましては、この要請に基づきまして種々検討を加えました結果、改正の方針といたしましては、現在自転車競技法に基き通商産業大臣の諮問機関として設置されております競輪運営審議会におきまして、競輪に関する基本問題、たとえば将来における競輪のあり方のごとき問題を調査審議できる措置を講じますとともに、その結論が得られますまでは、自転車振興会連合会等の業務及び会計に関する規定を整備した上、この法律の建前は当分の間、存続せしめることといたした次第でございます。

次に、本法案によります改正の内容につきまして御説明申し上げます。改正点の第一は自転車振興会連合会等といたしまして、主務大臣が定める計画及び指示に基き、関係の業務を行うことになつておるのであります。現在では事実上、関係業界及び一般学識経験者の中から委員を選び、その意見に基づいて計画を定めておりますのを改め

して、本法案におきましては、法律上の制度として機械工業振興協議会を設けまして、主務大臣は、この協議会に諮問しなければならぬものとする。こととし、主務大臣の定める計画の妥当性を確保することが一つであります。

第二は、商工組合中央金庫が自転車振興会連合会等から委託された業務に関する会計につきまして、その運営の完全を期するため、予算に準じて、必ず会計検査院の検査を受けさせることといたしました。このほか、前に申し上げました通り、競輪運営審議会において競輪の制度に関する重要事項を審議し得るよう特例措置を講じますとともに、この法律を当分の間効力を有することといたしたのであります。

また、これに伴ひまして法律の題名を「自転車競技法等の特例に関する法律」と改正いたしました次第であります。以上が、本法案によります改正点の概要でございます。何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(吉野信次君) お聞きの通り、これは五件でございますので、これを順次審議するわけですが、その前にもしお話しつかねなければ、この予算の関係で、これは予算委員会の問題ですけれども、商工並びに経済審議府の関係のやつをもしお話しつかねなければこの際政府から一通り経済自立の政策の観点から説明を伺つておいた方がいいじゃないですか、どうです。

○異議なしと呼ぶ者あり

○委員長(吉野信次君) それでは一つ予算関係につきまして……
○政府委員(岩武照彦君) それでは通

産省所管になっております予算の概要を御説明したいと存じます。お手元に一般会計の推移説明という表題のものがございするが、それによりまして御説明したいと思ひます。

通産省所管の本年度の一般会計の総額は七十四億四千一百万円でござい

一枚おめくりを願ひまして最初の貿易振興費という項目から概要を御説明したいと思ひます。貿易振興費の最初の項目にありまます国際見本市等参加補助の経費でございするが、これは昨年来引き続いてやっておりますものでございするが、外国におきまして国際見本市を開催したものでございするが、それに対しまして日本側の業者が出品いたしますもののその経費の補助でございする。本年度はトロントほか七カ所、合計八カ所におきまして見本市に参加したいと思ひてお

ります。それからなおアメリカの有力な百貨店が、アメリカの国内におきまして日本商品の見本市を開催する計画がございまして、これは相当の輸出に効果があると思ひますので、これに對しまして参加の補助もいたしたいと思ひます。それからなおわが国におきまして現在東京で国際見本市を開いてお

ります。明年は大阪において開催いたす予定でございする。その大阪におきまますものの開催の準備もございする。今年度においてその経費の一部を計上いたしてあります。なお、この日本におきまます国際見本市は昨年五月大阪におきまして、それから本年五月東京においてやっておりますが、今後毎年東京、大阪交互に一年ずつ開いて参りたいと考

へております。

それからその次の貿易振興所の補助でございする。これは昨年来貿易振興所、いわゆるトレード・センターと申しますものをアメリカに二カ所、それからカナダに一カ所、合計三カ所持っております。この経費の補助を續けて参りたいと思ひます。サンフランシスコ、あるいはニューヨークにおきましては相当のトレード・センターが日本商品の紹介にあずかつて効果があるように聞いております。今後ともこの種の施設を續けて参りたいと思ひております。なお、この費目の中ですら新しく、東南アジア方面におきましては農業機械、あるいは軽エンジンと申しますか、そういうような軽機械類の需要が相当ございする。で、そういう機械類の宣伝、修理等を兼ねましたサービス・センターを本年は開いて参りたいと思ひまして、とりあえずラングーンに今年度一カ所いたしたいと考へております。その経費もこの中に入っております。

それからその次に海外紹介宣伝費でございするが、これはこの三三年来各種の方法によりまして日本商品の海外宣伝を行なつてお

りまして、たとえは各種のカタログを買い上げて、それぞの方面に配りますとか、あるいは日本商品の製作過程等を示します映画を作製いたしましてこれを海外にいろいろの機会に展覧させますとか、あるいは外国のいろいろな雑誌等にこの日本商品の広告を出しますとか、というふうなことをやつてお

りまして、これ今年新しく参りますが、今年新しく生糸、絹織物の関係も現在ニューヨークにも一カ所ございするが、さらに

その固定した施設のほかに機動的にドル市場におきまして生糸、絹織物の関係の宣伝も行なつて参りたいと考へております。これら所要の経費を合せまして一億八千七百万円計上いたしてお

りまして。

それから海外市場調査補助、これは御案内と存じますが、一昨年来この日本貿易振興会、いわゆるジェトロとも申します機構を作りまして海外各地に通信員等を置きましてマーケットの状況を調査してあります。この関係の事業を今年も拡充して續けて参りたいと考へてお

りまして、この経費の補助を計上してあります。

それからその次に重機械類輸出振興費補助でございするが、これは昨年度におきまして重機械類、ことにプラントもの輸出宣伝を行なつたために東南アジアに四カ所、南米に二カ所合計六カ所の相談室という形の紹介宣伝あつせん施設を持つてあります。この経費も今年増加いたしまして、プラント輸出の振興をはかりま

すとともに、新しくプラント輸出のたといはいろいろな事前の調査費、あるいは事後のいろいろなサービスに要する経費、たとえばこの入札に要する経費の一部であり、応ずる入札に要する経費の一部でありますとか、あるいはあとでいろいろ修理等の問題がございしたときの、それに要する経費の一部の補助というふうな形で新しく重機械輸出につきましてもそういうふうな相談室を離れまして振興施設も本年から始めたいと考へてお

りまして。

それからその次に中小企業輸出振興補助についてございするが、これは本年新しく計上した費目でござい

するが、この内容はおもに雑貨類を中心にしたしまして、日本の意匠がいかにあま海外の嗜好に合致して見劣りがする、というような批判も相当ござい

ます。せつかくいい腕を持ちながら相手方の好みとが合わないままにいわば的はずれのものを作っているというふうな懸念もだいたいございする。で、そういう見地からデザイン中心にいろいろの問題を考へたいと思ひまして、一つは意匠の改善にいろいろ先方の専門家を呼んだり、あるいはこちらから出かけたというふうな経費の補助、あるいは日本商品と直接競争いたしま

する関係にありまます品物の見本を取り寄せまして、そういうものを模倣するというものをお手本にしまして十分太刀打ちできる商品を作らせたい、あるいは新しい商品の試作を行なせたい、こういうことである。いろいろ中小企業に特に関係の深い雑貨系統の輸出振興をはかりたいと考へてお

りまして。

その次の農機具の点につきましては、これは前年と同様でございするから省略しまして、その次の費目の海外意匠権等侵害防止対策費でございするが、これは一昨年でございするが、いろいろロンドンあたりから問題が起りまして、日本の陶磁器、あるいは繊維製品等がイギリスにあるデザインを侵害しておるといふクレームが相当来てお

ります。これはいろいろ先方にも日本現状に對する理解の不十分の点もございするが、日本側におきましてもイギリスの商習慣等につきまして十分に了知しなかつたこともございするし、なお先方におきましますいろいろなデザイン等につきまして現実のいわば現

物をあまり知らなかつた例もございするから、そういうふうな品物をむしろ日本に集めまして、そうしてそれと同じ、あるいは類似のデザイン等で輸出いたしますものをできるだけ抑制しまして、そういうクレームの起らないようにしたいというふうな関係で新しくいろいろの機関を設けてお

りまして、そういうものに対する経費でございする。

それから国際商事仲裁委員会の経費、これは前年と同様でございする。それからICC東京総会補助でございするが、これは国際商工会議所の東京総会が、本年もう四、五日し

ますと東京で開催いたすことになっております。これはいろいろ海外の商工業に關係あります人が日本に参りまして、日本の産業なり商品の実態を調査して参ることでございするから、外貨獲得、輸出振興につきまして相当な寄与を及ぼすと認められますので、特にその経費の一部を本年度限り認めたいと考へてお

りまして。

それから最後の輸出会議の運営費でございするが、これは昨年来事あるごとに申し上げたと思ひますが、輸出振興の一つの方策といたしまして、各業界の下からの盛り上げる輸出意欲を行政上に反映いたしまして、施策に万全を期したいと考へてお

ります。そのために業種ごとの輸出会議というものを設けまして、業界々々のいろいろな固有の問題がございするから、そういう問題を取り上げて解決し、なお対輸出の目標というものを定めて、この目標を目安に官庁あるいは民間ともに協力したかどうかというふうな、いわゆる輸出目標制度、輸出ターゲットと

三

第九部 商工委員会議録第四号 昭和三十年五月十二日【参議院】

いうシステムも海外にもあることでございいますから、日本でも採用したかどうかというので、この輸出目標を作成し、これを達成するためのいろいろな方策等も考究いたしたわけでございいます。その日本の輸出会議の運営の経費、合計いたしまして昨年の輸出振興費は三億一千万円でございまして、今年は幸いにいたしまして八億九千七百万円、約三倍に拡張することができまして、これをおもひまして通産省といたしましては何とかして目標の輸出を完遂いたしたいと考えたわけでございいます。

その次の費目は、産業基盤の強化ということとまでとれておりますが、これは一言で言いますと、国内の重要産業に對します経費でございまして、実はこの方面のことは後刻御説明いたしまするが、財政投資の方にも相当食ひ込んであるわけでございいますから、一般会計のものといしましてはこの程度でございいます。

最初の国産原油増産補助でございす。これは先ほど御指摘下さいました、石油開発五カ年計画のラインに沿いまして、本年度はその第一年度として特に計画を詳密にし、経費の増額を折衝して参ったわけでございす。一応補助金といたしまして三億円計上いたしておりますが、これは実は増産計画を遂行いたしますために、試験あるいは探査のための特殊な対策機構を作った方がいいではないかということで、そういう構想のもとに法案も一応準備いたしまするし、予算の關係も要求して参ったわけでございす。いろいろ折衝の過程におきまして、これもなおもう少し練る必要があるのじやないかと

いかというふうなことに相なりまして、とりあえず補助金ということと計上して参ります。なおわれわれとしましては、この關係の機構の問題はもう少し具体的に掘り下げまして検討いたしまして、早く成案を得たいと考えている次第でございす。

その次の重要鉱物探査補助でございす。この費目は実は二つ入つております。普通の鉱物の試掘、探鉱、奨励という系統の経費は累年ございまして、本年は特に砂鉄あるいは銅、あるいはほかの鉄資源等に重点を置きまして、一億二千万円計上いたしたのでございす。なお昨年度まで計上いたして参りました金鉱業対策費でございす。これは御案内のように国際通貨基金に加入いたしております關係上、金を買い上げます値段は一グラム四百五円という國際價格になるわけでございす。そういういたしますと、現在日本金の現狀からいましてと採算が合いませんので、大多数の山が引き合なないで、大部分が休鉱、廃山のやむなきに至るものも相当あるようであります。昨年度はそういう状況で一億八千五百万円の経費を計上いたしまして、なお、金の国の買いあげ数量を産金量の百分の二十七まで減少いたしました。したが、なかなか昨年度の状況を参りますと、この程度でもなおかつ休山廢鉱の山も相当出てくるような情勢でございす。いろいろな検討いたしまして、結局自由金の方の値段が現在マーケットが五百円を相当上回つておるのでありますから、さらに自由金に販売し得る量をふやしていった方が、むしろ金鉱業の維持助成として適当ではないかという結論に

なりまして、むしろ予算的措置よりも国の買い上げの比率を百分の五にまで引き下げまして、百分の九十五という残余を自由金として販売いたさせました方が、かえつて経済的なベースに乗つて適當な確保ができるのではないかとこの結論に達しまして、今年度はその關係の経費は一応削除して参ります。そういう關係で(2)の項目は二十九年度に比較いたしますと、一筆に八千万円余り減つておることになっておるのであります。これは金鉱業対策費を削つた結果であります。

それから(3)の重要機械國産化補助であります。これは一昨年来續けておりますが、輸入機械をできるだけ國産化いたしたいということで、機種を選びましてこれを國産化いたしますように補助金として機械のメーカーに交付いたしております。相当功績も上つて参りますので、今年度もこれを續けて参りたいと考えております。

それから(4)の生産性向上対策補助であります。これはあるいは御承知かと存じますが、アメリカに法律でありました行政命令でありました。たよく記憶して参りますが、生産性対策のために各國といろいろ人を交換いたし合ひまして、そうしてお互いにプロダクティビティーを向上いたします工作につきます。現状を見、あるいは現地について指導をするというふうな企てが数年前からありました。現にイギリスは、これは四年か五年前かと思ひますが、英米間に協定を結びまして、イギリスから相当多数の経営者あるいは技術者あるいは労働組合の人たちがアメリカに参りまして、重要な業種につきまして相當詳細にアメリカの高い

生産技術を勉強して歸つて参りました。その報告も相當厚いものになって日本にも参つておりますが、そこで日本にいたしましては相當日本のおくれ設備、あるいは立ちおくれた技術ではとうてい世界の工業技術の水準に追いついていけませんので、これは何とかしてこのアメリカの企てに乗つて参つた方がいいというふうな民間の声も起りました。われわれといたしまして、この三月に日本生産性対策本部というものができまして、そうして両政府間の交換公文によりまして、このアメリカと日本との間におきまして生産性向上対策のために相互にチームを派遣し合つて、お互いの知識の交換、あるいは指導等に遺憾なきを期しようというふうなことに相なりましたので、その生産性対策本部に對しまする経費の補助五千万円でございす。なおこれは後刻説明いたしますが、財政投資の方でも一億五千万円の経費をこれに貸し付けまして、この關係の仕事を進めて参りたいと考えておるのであります。

それからその次の機械關係の(5)(6)(7)の費目でございす。これは一応輸入補助の方は國産化の方とにらみ合せまして昨年度からやめております。自転車業者の關係は先ほどお触れになりました。競輪法關係の方の経費でまかなつて参る。こういうふうなことになるわけでありす。それからその次のページの中小企業対策でございす。中小企業対策といたしましては財政投資にも相當計上いたしております。資にも一般會計の方といたしましては第一の協同組合共同施設補助、これはこ

の数年來續けて参つて参ります組合の共同施設の補助でございす。本年度若干増額して参ります。

それからその次の中小企業振興指導費補助、これは主として府県におきます事務費等の補助でございす。これも昨年より増額いたしております。

それから三番目の今年新しく設けました費目でございす。中小企業の關係はいろいろな点におきまして、中小企業者が一体どこへ話を持ち込んで一体どういうふうにしたらいいかわからないというふうで、相談の窓口が一番必要なようございす。それから、今まで商工委員会、あるいは府県等におきまして全國でいろいろな相談所というふうな施設を持つて参りますが、これがいかにも経費の關係もありす。せういふわけでございす。この際この窓口を活用する意味におきまして、國として積極的に補助して、中小企業者をして十分な相談に乗らせようというふうな計画を立てまして、現在全國で六百数十カ所ありますものうちで百数十カ所を選びまして、ことに事業者の数の多い土地を中心いたしましてその關係の経費を補助して参りまして中小企業者のかけ込みどころを、活を入れようというふうな次第の経費でございす。

四番目の水害の利子補給の關係は、これは昨年の法律の改正に伴いますもの利子補給。

それから四番目の技術振興対策費でございす。最初の科学技術研究補助でございす。これも昨年来續けて参つて参ります工業化試験補助と鉱工業技術研究の補助とでございす。

今年度は若干減額いたしました。これはその次にあります科学研究所の補助と裏打ちになるわけでございませう。上の費目の方は今年度は少し重点的に改正いたしました。ものなる研究につきましては相当思い切った補助して早く実を結ばしたいという思いが強いというふうな気持ちで運用したく考えております。

二番目の科学研究所の補助でございます。この科研につきましては昨年もいろいろ(1)の費目からテーマによりまして補助いたしているものもございまして、本年は特にこの科研が従来の理化学研究所からの伝統もございまして、最近いろいろあの施設によりまして総合研究の成果も相当上りつつあるようございまして、国として、早くもこういふふうないろいろな研究所、いろいろな研究室、いろいろな部門を総合的に、かつ機動的に活用できますよう、こういう研究所をもう少し力を入れて参つたらどうかというふうなことで、特記いたしまして一億の補助金を計上いたしました次第でございます。

それから三番目の原子力平和利用研究でございます。これは昨年の予算におきまして二億三千七百万円ほど原子力の平和利用の経費ということで国会審議の過程において追加挿入された経費でございます。昨年はこの関係の経費を、初年度でございましてから主としてこの実験用小型原子炉の築造というものを目標にいたしまして、その最初のステップであります原子炉の設計、あるいは構造等の一般的な研究、それから重水、あるいは石炭あるいはウランウムの試験研究、それからこれは材料等の試験研究、それから

海外において一体原子力の平和利用として、どういふふうな施設を持ち、どういふ点に重点を置いて現実に研究なり、あるいは利用が進められつつあるかという実態をつまびらかにする必要もございまして、そういう関係の海外出張の旅費等に使用いたしたわけでございまして、まあ初年度の関係もございまして六千万円余り使用いたしまして一億六千万円余りを本年度に繰り越しておる次第でございます。これは繰り越し明許を受けておりますので、本年度にこの残額の一億六千万円が使用できるわけでございまして、なお本年度といたしましてはこの繰り越しと合せまして、さらにこの原子炉の設計と構造、あるいは運転等の問題をもう少し具体的に進めまして、早く具体的的な設計に取りかかる必要もございまして、それから材料、燃料等ももう少し工業化の段階に進める必要もございまして、そういう経費を含めまして二億円要求しておるわけでございまして、なお、この全般の構造といたしましては、小型の実験用の原子炉を五カ年計画で築造ということで進めて参つておりますが、まあ所要経費五カ年間で約二十億前後を要するかと存じております。その間にいろいろ海外におきまして原子力の平和利用のテンポも相当めざましいものがございます。濃縮ウランウムの問題であります。とか、いろいろわれわれといたしまして、もう少しテンポを上げて実験の施設を進めて参る必要があるかと存じております。本年度におきまして、もういふふうな情勢とにらみ合せて、この経費を有効に使用して参りたいと考えているわけでございまして。

それから四番目の試験所特別研究費でございます。これは現在通産省管下でございます。これは試験所の研究費でございます。これは特にテーマを重点的に選びまして、現在の経済施策に合いますように使用して参りたいと考えております。

それから五番目の発明実施化試験補助であります。これは特許発明を受けましたものがいたすにこの権利をもちましてこれを実施化する運びにならぬものも相当ございまして、これを何とかして実施できるような資金関係の援助をいたしたいという考えで貸付金の方をむしろ補助金の方に振りかえましてテンポを早めて参ろうという考えであります。

それから(7)の外国出願補助、これは出願補助としておりますが貸付金でございます。これは今年度新しく計上いたしました。これは現在この日本におきまして相当優秀な特許発明を登録しておりますが、海外に対してそれを登録いたしまして検利保護を期することにおきましていろいろ関係の経費、殊に外国におきましていろいろな経費を多額に要しまして、かつ優秀な発明もいろいろ経費の関係で足踏みをしていられるという実例も相当ございまして、これははなはだ遺憾でございます。参るから貸付金という形でこれを援助して参りたいと考えております。なお、これは初年度でございましてから金額の関係は少なうございまして、今年度の実績を見ましてさらに明年度以降は増額して参りたいと考えておるわけでありませう。

以上大体おもな項目の御説明でございます。総計といたしまして七十四億四千百万円、昨年度に比べましてまあ六億六千万円弱の増加でございます。それから次に財政投資に移ります。前に特別会計の問題でございまして、現在通産省所管の特別会計はアルコール専売事業以下四つございまして、この関係では特に申し上げることはございせんが、一つだけアルコール専売事業におきまして暫定予算の際に仲裁裁定を受けました地域給の問題が解決いたしませんで一応公労法の規定によりまして国会の議決をお願いしたわけであります。本予算におきましては一年分ほど仲裁裁定通りの地域給を計上いたしましたのでこの議案は自然消滅になったかと存じております。御参考までに申し上げておきます。御参考。

それから財政投資の方でございます。これが、ちょっと資料がおくれておりますので、途中ほかの省の方の御説明をお願いいたしまして、また資料が参りましてから引き続きまして御説明いたします。

○委員長(吉野信次君) 大臣もおられますので大臣に対して何か今までのことで……、あるいはさっきの提案の……、以上の説明ありましたけれども、だいたいこの前に出した何かというところが、そういう問題もありません。でも、もし大臣に対して何かなければと経費の方から説明させていただきます。……。

○海野三郎君 ただいまの説明の中でこの科研に対する補助一億円というのは、これはあまりに少ないじゃないですか。私はこの科研がこの前株式会社になつたというときには非常に反対したのです。しかし米軍から言われたという

ので、仁科君がどうしても株式会社の方に賛成してくれということでありました。それは二十二年だったと思ひます。ところがその後二、三年にしてもうけた金で研究するということはできなくなりました。そうして科研というのは、御承知のように斯道の大家がたくさん寄つておるので、いわば国の宝です。それでここでもうしてもこの補助を出して研究をさせるべきものだと思ふんですが、これに対して一億円な少いと思ふんですが、通産大臣はこの科学技術の研究に対していかなる所信を持つておられるか、その点私はお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(石橋湛山君) ごもつともの通りでございます。私も一億円な少いというは非常に少な過ぎる、もう少し多くは少いのであります。が、何しろ今年の財政全体の計画の上から、どうしてもそれ以上のものが回つて参りませんので、まあやむを得ず今年は一億円がまんをした、かような次第でございます。

○海野三郎君 あるいは自転車の方でもうけてとか何とか、ほかの方からでももう少しこれには金を回すようなことはお考えになつていないのですか。

○政府委員(岩武照彦君) 科研に対しては御指摘のように一億円では十分とは申せませんので、いろいろテーマによりまして、あるいは文部省関係の補助金、あるいは御指摘ありました競輪と申しまするか、あの関係からテーマによりまして若干は補助できるかと考えております。

○委員長(吉野信次君) 資料が来たよ

うですから引き続きどうぞ……。

○政府委員（岩武照彦君） それでは引き続きまして通産省に関係あります三十年度の財所投融資計画を御説明したいと思います。

お手元にそういう表題の一枚刷りが御配付してあります。これをもらって願います前に、一般的に御説明いたしますと、一番上の横の欄に一般会計、産投会計、資金運用部、簡保資金これまで在来あるそれぞれの会計の名称でございます。

次の特殊物資納付金処理という特別会計を新しく設置いたしました。これは年末来いろいろ問題がございました。これはバナナ、パイ・カンその他この輸入をある程度の程度押えておきます結果、いろいろ多額の差益ができます物資があるわうけであります。これを在来赤字輸出の非難も浴びておりまするし、これをむしろ国に吸収いたしましたして、有効な方面に利用した方がいいではないかというふうな議に相なりまして、その關係を輸入の際に差益を納付せしめまして、そうしてこの財政投融资の方に使用いたそうということで、その見積り七十億を計上いたしておるわけでございます。

それからその次の見返円でございますが、これは正確に言いますと、例の余剰農産物の見返円の特別会計からの支出でございます。これは二百十四億を見積りしておるわけでございます。

それからあとは公募債、自己資金等特別会計の御説明は要らないかと存じております。

それで通産省関係の政府機関といったしましては、第一に日本開発銀行でございます。これは昨年度は財政資金から三百二十億、それから自己資金から二百七十五億、合計五百九十五億の投資を行なったわけでございますが、本年は若干の自己資金の増も見込みますので、財政の方の金を少しあんばいいたしまして、総額におきまして昨年同様五百九十五億というふうに計上いたしております。この投資の対象は一応予定しておりますのは電力関係、こと

に九つの電力会社がございますが、これを二百八十億と予定しております。それから海運、これは計画造船の件でございますが、百六十億、それからその他の石炭、鉄鋼、硫炭、機械等でございますが、これらにつきましては通産省といたしましてはまだ打ち合せを十分きめておりませんが、昨年度も

りそれぞれ増加した額を計上したいと
考えております。ことに石炭につきま
しては昨年度来いろいろ縦坑開発によ
りましてコストを下げ、日本の輸出商
品の単価を安くするんだというふうな
世論的な声でもございますから、ぜ
ひこの縦坑開発計画を今年度以降五カ
年間に完成いたしましたして、石炭のコス

す。石炭につきましては相当重点的にこの開発銀行の融資を行いたい、こういうふうに考えております。その他鉄につきましてもいろいろな合理化計画の第二次の段階のものを一部取り入れたらと考えております。

それから輸出入銀行のことでございます。これは昨年度は財政の方から五十億、一般自己資金の方から二百三十億、合計二百八十七億でございます。

たが、昨年未以来船舶輸出を中心に相
当のプラント輸出契約ができておりま
すので、その関係の融資が相当本年に
殺到いたしますから、本年は特に財政
関係からの繰り入れをふやしまして、
自己資金と合せまして四百八億という
ペースで行いたいと考えております。
それから中小企業金融公庫でござい
ますが、これは昨年は財政から百三十
億、自己資金から八十五億、合計二百
十五億でございました。本年はこの昨
年よりも更に中小企業金融の方は全き
を期する必要があると存じまして、大
体の目標を月平均二十億円を上回る
ペースに持って行きたいと考えており
ます。その関係で自己資金も相当ふえ
て参っておりますが、なお財政の方も
若干これよりは減っておりますけれど
も、大体この辺で昨年以上の融資が十
分できるものだと考えております。

それから電源開発公社でございます。これはちょうど今年、明年あたりが開発計画のピークになります。で、相当多額の経費を要します。で、本年は昨年よりも財政からの繰り入れも五十億円余りふやしまして三百一億と一応予定しております。なおこれだけの資金では現在の工事計画も相

当選延を免れませんし、ひいては原価高ということになりますので、これは市中金融の道をつけてまして既定の計画通り進めて参りたいというふうに考えておるわけでございます。

それから商工中金でございますが、この機関は政府出資が戦前に二百万円余りの出資を行なったきりで、あと一

部の優先株式による出資等もござい
ましたが、大部分は民間出資でございま
す。ところが民間出資はそう多くは望
みません。

めませんので、他方商工債券の発行限

度の方もそろそろ明年を越しますと詰まつて参りまして、この機会に資本金をふやして参りませんと明年一月以降の債券発行も抑えぎみになりますので、これは一つこの際政府出資を行いまして債券の発行限度をふやすことが適切だろうということで十億を出資いたしたのでございます。これはやりく

りとして、はちやうど商工中金から中小企業公庫に貸し付けております金が二十億あります。それをいわば直接返すわけではございませんが、経済的に返すと同じ効果を生じますように中小公庫に対しまする一般会計の出資を減らしてその分だけ商工中金に振りかえ、そうして商工中金に債務を返すと

いう形で処理したわけでございます。それからその次の国民金融公庫でございます。これは昨年は財政から百十一億、自己資金の二百九十四億、合計四百五億でまかなって来たのでございますが、相当この関係の資金需要も旺盛でございますから、さらに資金のベースといたしまして五十五億円は

ど増加いたしました。月平均四十億近い投資を行いたいと考えておるのでございます。

それから金融債でございますが、これはいろいろ昨年は百九十億の引き受受けを財政資金でまかしたのでございますが、本年は資金運用部、あるいは簡保資金等の財源の関係もございます。

して、昨年より二十億を下回るといふうな計画に相なつて来た次第でございます。この關係の資金は債券発行銀行でありまする日本興業銀行、日本長期信用銀行、それから農林中金、商工中金という關係の利付債券の集計にな

るわけでございます。

それから生産性本部でございます。これは先ほど御説明いたしました日本生産性本部に対します経費のこれは援助でございます。具体的には余剰農産物の見返り資金からの貸付になるわけでございます。長期の金でこの仕事をまかなわせようというような計画でございます。

以上をもちまして大体財政投融資の
関係で通産省に直接関係の深いものの
御説明を終わつたわけでございます。
○委員長(吉野信次君) それでは経
関係を総務部の会計課長から伺うこと
にいたします。
○政府委員(堀本茂君) それでは経

申し上げます。

経済審議庁の予算は御案内でござい
ましうけれども、ほとんど全部が事
務費でございまして、前年度に比べて
特に目新しいものはないという状態
でございまして、で、総額は三億四千七百
七十六千円でございまして前年度の繰
越三億二千七百六十七万四千円に比べ

おります。で、これは後刻御説明申し上げますと千九百四十万二千円だけ増えてますと千九百四十万二千円だけ増えております。国富調査が新しく加わりました関係でふえたのでありまして、全般的には各省並みに減っております。以下お手元に配付しました表に基きまして順次御説明を申し上げたいと存じます。

この経済審議庁としたしましては目下経済審議庁を経済企画庁に直したい、こういう考えを持っております。しかしながらその経済審議庁を経済企画庁に直すというだけで人員の増もそれから予算の増も考えておりません。

ただその際、その際と言つては非常に語弊があるのでございますが、原動力の利用準備というものを新たに作りたい、こう考へておりますので、その方の関係の人員が四名だけふえるということになります。従いましてこの人件費関係の方は人員が四名ふえる分だけふえておると、こういうことでございます。

そのあと各事項に入りますけれども、事項についてもほとんど例年きまりきつた事務費ばかりでございます。本年度は一般の職員旅費が一五%減、それから庁費が一五%減、それから交際費が二〇%減、こういうような各省共通の節約で前年度よりも減らしてございます。

調整部の肥料審議会の経費でございますが、これは肥料の需給調整のためと販売価格等を審議する審議会でございます。これも今申し上げたような減り方をしております。

次に経済動向観測経費、これは日本の経済動向を半年ないし一年先のことを見通す作業でございますが、これも同様減つております。

以下経済の基本政策計画立案及び総合調整経費、これも同じことでございます。ただその次にございまして労働対策連絡協議会、調弁価格連絡協議会、これは表面上ふえておるようには見えませんが、労働対策連絡協議会の経費は昨年は九カ月の予算でありましたし、調弁価格連絡協議会の経費は昨年は十カ月でございましたので、それを換算しますと何がしの計算になります。

次は計画部の特別経費でございますが、この長期経済計画策定経費と申しますのは現在やつておりますような六

カ年計画を作るとかいうような長期にわたる計画をする経費でございます。

次に総合国力分析測定経費と申しますのは、防衛力を中心とする総合国力を分析する経費でございます。これはいづれも一般原則に従つて減つております。

次に原子力調査会の経費でございますが、これは昨年は十カ月予算でございまして、これも実質的には同じような減り方でございます。

次に調査部の特別経費でございますが、これは内外経済事情調査の経費と申しますのは、経済月報であるとか、海外経済月報、経済白書等を作る経費でございます。

次に経済統計作成経費と申しますのは、英文経済統計月報であるとか、年報であるとか、それから経済時報であるとか、海外経済統計月報であるとか、エカフエ地域の統計月報であるとか、いろいろの作る経費であります。

次の戦後経済史編さん経費と申しますのは、これは安定本部時代のまあいゝわば経済施策史というものを、この際資料が逸散しないうちに作つておこうという経費であります。

以上はいずれも一般原則に従つて前年度より減つております。

次に国富調査の経費でございますが、これは昭和十年以来、この国富調査というものは一へんも実施されてないものであります。本年から新たにこの仕事をやろう、こう考へておるものであります。で、これは国、地方で公共物、一般財産、それから物品会計規則の資産というものを調べる仕事と、それから企業の中で国、地方、法人、漁家、その他というものを、やはり同

じような性質のものを調べる仕事。それから公益団体、あるいは家計の手持財のうち耐久財、半耐久財を調べる仕事であります。これらのうちで本年度はとりあえず法人関係の調べだけをやりたい。で、一万法人をとりまして、再評価したものの固定資産と再評価後の増減した固定資産となおるし資産というものを調査したい、かような考へてございます。その経費として二千八百九十八万五千円、本年度要求しておりますが、なおこのほかに統計局の方でも一集計費は統計局のほうについております。

次に国民所得の調査報告でございますが、これは国民所得の調査報告であるとか、あるいは国民所得の資料年報、国民所得の解説資料というものを作る経費でございます。

次に国会図書館であります。これは各省共通に本年度はふえております。

次に計画部の中の国土開発の経費であります。まず最初に電源開発の基

本計画の企画立案総合調整の経費であります。これは開発の基本計画であるとか、費用の配分であるとか、開発の担当者の決定であるとか、水利権、水没地の補償であるとか、このことを調査の上審議するための経費でございます。

次は特殊土地地帯開発に要する経費でございます。これは日本の特殊土地の災害防除、それから経済利用ということ調査審議する経費でございます。

方計画であるとか、府県計画、あるいは水の制度を研究するというようなことに要する経費でございます。

次に離島振興対策の経費であります。これは日本にたくさんあります離島の経済の後進性を振興したい、後進性を是正して、その島を振興させたい、こういうための計画を立てる経費でございます。

以上いづれもこの仕事は経済審議庁としては三、四年来やつて来まして、大体この事務の内容が固まつておりますので、それで前年度を基礎にして、先ほど申し上げたような減らし方によつて、一律にこれは減つております。

次に土地調査の経費であります。この土地調査は、この基準点測量というものが、これは建設省所管の地理調査所の方で使う経費でございます。この経費はこれも一般的に、一般原則に従つて減つております。昨年度は二千四百点の基準三角点を作るという経費でございましたが、今年度はこの経費で千七百点を作りたい、かように考へて計上してある次第でございます。

次は土地分類調査でございますが、これは地形だとか、表層地質だとか、土壌だとか、細部を調査する経費でございます。昨年度は地方でその調査をする経費は、補助金という、補助金というふうで計上されたのであります。本年はそれを委託費に直して、計上してございます。

次に水調査の経費でございます。これは降水量の調査とか、水位、流量、用排水、地下水、流砂の状況、水質、水温、積雪の調査、水利慣行の

調査というふうなことを調査するのでございます。これも土地分類調査と同じように、地方に使う経費は、昨年は補助金でありましたが、本年度は委託費で計上してございます。

次は地籍調査の経費でございます。これは国土地調査法の第九条に基く府県市町村が行いますところの地籍調査に對する補助金でございます。で、昨年は六百三十万キロをやつたのですが、本年度はこの経費で五百五十万キロを作りたい、かように考へて計上してある次第でございます。

以上冒頭に申し上げましたように、経済審議庁の経費というものは、例年もうきまりきつたものでございまして、前年度から、何は何パーセント減るといふことで、ほとんど簡単にこの計数的にはじき出されていく種類のもののでございまして、特に申し上げるという事項はあまりないのでござい

以上簡単にございまして、経済審議庁の本年度の経費の内容について御説明をいたしました。

○海野三朗君 この水調査の経費です。これをちよつとお伺ひしたのですが、この水調査と言いますときは、水質の調査ですが、この水は非常に大切なものであつて、工業用水にいたしましても、それから飲料水にいたしましても、これは非常に大切なものである。この水調査は、経費を大へん減らしてあるのです。これはそういう方面についての御認識が浅いからこういうことになつておるのじゃないですか。

○説明員(吉井啓次君) 国土調査の方でやつております水の調査は水系別調査でございまして、一つの川、たとえ

ば鬼怒川ですと、鬼怒川の全部につきまして一貫した調査をやるのでござい
ますが、そのうち今御質問の水質の調
査というものは、現在各大学の先生、
その他専門家の方々がこの国土総合開
発審議会の中の水分科会というのがご
ざいます、そこで御審議願っておりま
す水質の調査は、現実の問題としては
まだ進則というのが出ておりませんも
のですから、研究段階でやっております
ので、事業として突は手をつけてお
らない次第でございます。

○海野三朗君 一番大事なのは、工
業用水であります、そのうちでボイ
ラーの水質というものは、非常にボイ
ラーの寿命にも影響するし、水経済に
も影響するし、それから卑近な例であ
りますが、灘の酒がなぜいいか、あれ
は水によるのであって、全く水質のい
かんによるので、工業上の価値として
も重要であるし、またあらゆる点から
して非常に水を調査するといことが
大事なのであると思うのに、この経費
を減らしておられるというのはどうも
私はおかしいのじやないか。経費とし
てはこういうところに力を入れてやら
れるのがほんとうじやないかと思
うのです。

○委員長(吉野信次君) そういう水質
の調査が入っているのですか。
○政府委員(塚本茂君) 入っておりま
すけれども、これは国土調査法に基く
水の調査でございます。

○説明員(吉井啓次君) 絶対額が非常
に少いので、はなはだ御質問の趣旨に
合うような調査まで手が伸びないでい
るのでございしますが、御質問の通り
に、事務局といたしましては、でき
るだけ努力いたしまして、早く水質調

査の準則も作りまして、その事業を確
立いたして行きたいと思つておりま
す。

○海野三朗君 私はそういうところに
いわれる経済審議院の存在の価値があ
るのであって、こういうふうな事務費
とか、ただこれを羅列されたのでは、経
審の足が浮き上つてくるのじやない
か、実際から見ると。私はそれを言う
のです。経済審議院というものが、足
が浮き上つてはいけません。ただずつと
羅列されただけでやられるなら、これは
だれだつてやれるのです。そういうこ
とじやなしに、ほんとうに現段階にお
いてやらなければならぬ仕事、それ
の方には力をどういうふう注ぐか、
不必要なところはどうかということ
が欠けておつちやないの、実際
に即しなければならぬ。私はこの見
地に立つて経済審議院というものが
ほんとうに意義があるのじやないか。私
はこういうふうな考へておるのであり
まして、その点については経済審議院
としてはどんなふう考へておるので
あります。何がゆゑに経済審議院が
存在するの、その意義を考へてみた
らば、たとえばこれは一つの例であ
りますけれども、水質調査なんという
ものは実は重大なものなんです。ボイ
ラーなんぞでも、水の性質によつてエ
フィシエンシーが非常に違つて来るし、
ボイラーの寿命にも関係するのです。
非常に響くところが大きいのです。そ
ういふ大事な、つまりネックを握つて
いるのが水質でありますから、こうい
う方面にこそ力をお注ぎになるのが経
済審議院としてお歩みなさる道ではな
いか、こういうふうには私は思うのであ
りますが、御所見はいかがなものでは
うか。

○三輪貞治君 これは関連してですが、
とてもこれぐらいの経費で水の調査が
できるはずはないのです。たとえば衛
生上に関する問題だつたら厚生省でや
つていふとか、農業用の水の重要性も
ございしますし、それは農林省でやると
か、工業用水の方は通産省でやると
か、これは分れてくるのじやないで
すかどうなんでしょうか。

○説明員(吉井啓次君) 御質問の点
は、建設省で水理調査費というのがご
ざいまして、一般非公共用の普通予算
で組んでおります。それから通産省で
は電気関係に非常に関係がございま
す。ものですから、水力課という方では
予算を計上いたしております。それ
から御承知の通り気象台で降水量の調
査をやっております。ところがそうい
った仕事はばらばらでございまして、
一つの川を一貫して眺めておりませ
んものですから、欠があるわけです。そ
の穴をふさいで一つの川を全般的に眺
めてデータを出すのが国土調査の水調
査でございまして、向うでやっている
データはもちろんだいてこの中に
織り込んで参ります。そして不足した
ものを調査するというふうな仕方では
在実施いたしております。

○三輪貞治君 だからそういう総合的
な、各専門の分野で、各省でやつてい
るのを、抜けているところを調整する
意味で経審でやられるのであつたら
ば、こういうことではできないのじや
ないかということをお海野さん言つてお
られるわけですね。私はかつて予算委
員会で水政策に対して、水の行政とい
うものを一元化してやる必要があるの
ではないかということ唱へたことがあ
るのです。そういうことについても
つと責任のある立場の人で答ええの
でございせんか。

○委員長(吉野信次君) 今日長官も
見えてないし、それからあなたの方と
しては、新聞で見たのだけれども、今
度は経済企画院ですとか名前を愛するの
だといふお話もあるから、一体ここ
へ長官が一ぺん出て来られて、そうい
う企画院が経審かなんかしらんが、こ
の役所を運営する基本方針について一
応御説明を伺つたらどうでしょうか。

○委員長(吉野信次君) どうし
ても責任の人が来てやられたらいいと
思うから、そのことをお伝え願ひた
い。そうして近く長官に今のような問
題も総合的に伺ひたいことにいたし
たらどうかと思ひます。

○海野三朗君 私それは大賛成であ
ります。とにかく経審の存在の意義が
非常に薄いのでありますから、私はそ
れも考へたい、どうぞそういう工合に
お願いいたします。

○三輪貞治君 私は商工委員会に経審
の方が包含されて初めてのわけですが、
何かわからなかつたのですが、こ
ういふふうな説明を聞きますと、
全く海野さんが指摘されるよう
に、なにかあまり突を入れた仕事さが
れてないのじやないかという感じが
する。なにか一体できるだろうかとい
う感じがする。ですから長官に一度出
てお伺ひする機会があつたら大へん
いいと思ひます。

○委員長(吉野信次君) そうしたいと
思ひます。ことに六か年計画とかなん
とかいふ大へん大きい計画も掲げてお
られるから、これじゃ一つも連絡もな
いのですから、一つそうしたいと思ひま
す。

○委員長(吉野信次君) 速記を始めて
いたしましたが、いろいろ御質問があると思
ひます。どうしてもこの審議の仕方を
理事の方でできなければならぬと思
ひます。それでさつきちよつと申し上げ
ましたが、これからのわれわれの委
員会の日取りなどについて、これは理事
会で御相談するわけですが、これは理事
会、今日御出席になつておる理事の方
に、さつきちよつと打ち合せをした
のですが、もし皆さんして御異議がな
ければ、衆議院の方も一週間三日や
つておるそうですから、こちらもそれに
合せまして、来週から、火曜日と木曜
日と金曜日、その日に午後一時から、
一応皆さんお集りつかないければ、こ
の商工委員会の常例の委員会を開く日
取りというふうにおきめ願つたらどう
かと思ひます。いかがでございましょ
うか。

○委員長(吉野信次君) それじや大体
そういうことにしたいと思ひま
す。

○委員長(吉野信次君) 速記を始めて
いたしましたが、いろいろ御質問があると思
ひます。どうしてもこの審議の仕方を
理事の方でできなければならぬと思
ひます。それでさつきちよつと申し上げ
ましたが、これからのわれわれの委
員会の日取りなどについて、これは理事
会で御相談するわけですが、これは理事
会、今日御出席になつておる理事の方
に、さつきちよつと打ち合せをした
のですが、もし皆さんして御異議がな
ければ、衆議院の方も一週間三日や
つておるそうですから、こちらもそれに
合せまして、来週から、火曜日と木曜
日と金曜日、その日に午後一時から、
一応皆さんお集りつかないければ、こ
の商工委員会の常例の委員会を開く日
取りというふうにおきめ願つたらどう
かと思ひます。いかがでございましょ
うか。

○委員長(吉野信次君) 速記を始めて
いたしましたが、いろいろ御質問があると思
ひます。どうしてもこの審議の仕方を
理事の方でできなければならぬと思
ひます。それでさつきちよつと申し上げ
ましたが、これからのわれわれの委
員会の日取りなどについて、これは理事
会で御相談するわけですが、これは理事
会、今日御出席になつておる理事の方
に、さつきちよつと打ち合せをした
のですが、もし皆さんして御異議がな
ければ、衆議院の方も一週間三日や
つておるそうですから、こちらもそれに
合せまして、来週から、火曜日と木曜
日と金曜日、その日に午後一時から、
一応皆さんお集りつかないければ、こ
の商工委員会の常例の委員会を開く日
取りというふうにおきめ願つたらどう
かと思ひます。いかがでございましょ
うか。

○委員長(吉野信次君) 速記を始めて
いたしましたが、いろいろ御質問があると思
ひます。どうしてもこの審議の仕方を
理事の方でできなければならぬと思
ひます。それでさつきちよつと申し上げ
ましたが、これからのわれわれの委
員会の日取りなどについて、これは理事
会で御相談するわけですが、これは理事
会、今日御出席になつておる理事の方
に、さつきちよつと打ち合せをした
のですが、もし皆さんして御異議がな
ければ、衆議院の方も一週間三日や
つておるそうですから、こちらもそれに
合せまして、来週から、火曜日と木曜
日と金曜日、その日に午後一時から、
一応皆さんお集りつかないければ、こ
の商工委員会の常例の委員会を開く日
取りというふうにおきめ願つたらどう
かと思ひます。いかがでございましょ
うか。

○委員長(吉野信次君) 速記を始めて
いたしましたが、いろいろ御質問があると思
ひます。どうしてもこの審議の仕方を
理事の方でできなければならぬと思
ひます。それでさつきちよつと申し上げ
ましたが、これからのわれわれの委
員会の日取りなどについて、これは理事
会で御相談するわけですが、これは理事
会、今日御出席になつておる理事の方
に、さつきちよつと打ち合せをした
のですが、もし皆さんして御異議がな
ければ、衆議院の方も一週間三日や
つておるそうですから、こちらもそれに
合せまして、来週から、火曜日と木曜
日と金曜日、その日に午後一時から、
一応皆さんお集りつかないければ、こ
の商工委員会の常例の委員会を開く日
取りというふうにおきめ願つたらどう
かと思ひます。いかがでございましょ
うか。

○委員長(吉野信次君) 速記を始めて
いたしましたが、いろいろ御質問があると思
ひます。どうしてもこの審議の仕方を
理事の方でできなければならぬと思
ひます。それでさつきちよつと申し上げ
ましたが、これからのわれわれの委
員会の日取りなどについて、これは理事
会で御相談するわけですが、これは理事
会、今日御出席になつておる理事の方
に、さつきちよつと打ち合せをした
のですが、もし皆さんして御異議がな
ければ、衆議院の方も一週間三日や
つておるそうですから、こちらもそれに
合せまして、来週から、火曜日と木曜
日と金曜日、その日に午後一時から、
一応皆さんお集りつかないければ、こ
の商工委員会の常例の委員会を開く日
取りというふうにおきめ願つたらどう
かと思ひます。いかがでございましょ
うか。

○委員長(吉野信次君) 速記を始めて
いたしましたが、いろいろ御質問があると思
ひます。どうしてもこの審議の仕方を
理事の方でできなければならぬと思
ひます。それでさつきちよつと申し上げ
ましたが、これからのわれわれの委
員会の日取りなどについて、これは理事
会で御相談するわけですが、これは理事
会、今日御出席になつておる理事の方
に、さつきちよつと打ち合せをした
のですが、もし皆さんして御異議がな
ければ、衆議院の方も一週間三日や
つておるそうですから、こちらもそれに
合せまして、来週から、火曜日と木曜
日と金曜日、その日に午後一時から、
一応皆さんお集りつかないければ、こ
の商工委員会の常例の委員会を開く日
取りというふうにおきめ願つたらどう
かと思ひます。いかがでございましょ
うか。

○委員長(吉野信次君) 速記を始めて
いたしましたが、いろいろ御質問があると思
ひます。どうしてもこの審議の仕方を
理事の方でできなければならぬと思
ひます。それでさつきちよつと申し上げ
ましたが、これからのわれわれの委
員会の日取りなどについて、これは理事
会で御相談するわけですが、これは理事
会、今日御出席になつておる理事の方
に、さつきちよつと打ち合せをした
のですが、もし皆さんして御異議がな
ければ、衆議院の方も一週間三日や
つておるそうですから、こちらもそれに
合せまして、来週から、火曜日と木曜
日と金曜日、その日に午後一時から、
一応皆さんお集りつかないければ、こ
の商工委員会の常例の委員会を開く日
取りというふうにおきめ願つたらどう
かと思ひます。いかがでございましょ
うか。

○委員長(吉野信次君) 速記を始めて
いたしましたが、いろいろ御質問があると思
ひます。どうしてもこの審議の仕方を
理事の方でできなければならぬと思
ひます。それでさつきちよつと申し上げ
ましたが、これからのわれわれの委
員会の日取りなどについて、これは理事
会で御相談するわけですが、これは理事
会、今日御出席になつておる理事の方
に、さつきちよつと打ち合せをした
のですが、もし皆さんして御異議がな
ければ、衆議院の方も一週間三日や
つておるそうですから、こちらもそれに
合せまして、来週から、火曜日と木曜
日と金曜日、その日に午後一時から、
一応皆さんお集りつかないければ、こ
の商工委員会の常例の委員会を開く日
取りというふうにおきめ願つたらどう
かと思ひます。いかがでございましょ
うか。

○委員長(吉野信次君) 速記を始めて
いたしましたが、いろいろ御質問があると思
ひます。どうしてもこの審議の仕方を
理事の方でできなければならぬと思
ひます。それでさつきちよつと申し上げ
ましたが、これからのわれわれの委
員会の日取りなどについて、これは理事
会で御相談するわけですが、これは理事
会、今日御出席になつておる理事の方
に、さつきちよつと打ち合せをした
のですが、もし皆さんして御異議がな
ければ、衆議院の方も一週間三日や
つておるそうですから、こちらもそれに
合せまして、来週から、火曜日と木曜
日と金曜日、その日に午後一時から、
一応皆さんお集りつかないければ、こ
の商工委員会の常例の委員会を開く日
取りというふうにおきめ願つたらどう
かと思ひます。いかがでございましょ
うか。

聞きたいと思うのですが、たださつき御説明の中で、国産原油の増産補助の問題についてもう少し練る必要がある、だからなるべく早く練り上げて成案を得たい、こういう簡単な御説明だったのですが、一体どこを練る必要があった、どういう成案が得られる見込みがあるのですか。その点僕の方では、もしあなたの方でできないなら、議員立法でやたらどうかという意見も出て来ているわけです。だからそういうことを検討する参考に、一体どこを練る必要があって、どういう成案を得られる見込みがあるのか、ちよつと聞きたいと思ひます。

○政府委員(岩武照彦君) 問題点としては、特殊会社をいたします際に、現在の帝國石油会社にそのまゝ政府出資をいたして、特殊会社といたしての監督を加えて参つた方がいいか、あるいは別の特殊会社を作りまして、それに試験の關係を専念させた方がいいかという問題が一つあります。かりに帝石の方をそのまま特殊会社といたします際に、現在政府株が六百五、六十万株ございまして、そのほかに新しく現金出資をいたしますときに、法律上の問題といたしましては、この前の大日本航空を目標にいたした際のように、簡単な法律上の制度で移りかえができるかどうかという問題が一つございまして、これは法律問題でございまして、株主總會の特別議決云々という問題もございまして、その点の実は見きわめがつきにくいという難点が若干ございまして、

それから別の会社を作るという案で、だいたい検討してみました。その際の問題といたしましては、現在大部分の石油試験鉱区を帝石が持つております。帝石が鉱業権者でございまして、その鉱区を新しい特殊会社の方にどういう形で利用するか、譲渡するか、あるいは租鉱権という一種の鉱業権の貸借でございまして、そういう形の方がいいか、そういう際の評價をどうするか。それからさらに進みまして、試験に、採油は、これは帝石の採油技術を利用した方がいいかと考えられます。が、特殊会社の方が自分の仕事として投資いたしまして得た結果をそのまゝ帝石に利用さすということもこれも困りますので、帝石から採油した原油に對しまして、ある割合で、何と言ひますか、利益を繰り戻さす必要があると思ひます。その際の比率とか、あるいは方法とか、ことにそれを加工いたします際の問題があるわけです。

それからもう一つは、かりに鉱業権を借りるだけで、つまり租鉱権だけで試験いたしました際に、金融上の十分な便宜が特殊会社は得られるかどうか。つまり担保になるかどうかという問題です。社債の発行の際、あるいは借入金の場合で、いろいろなあります。が、そういう点等考えますと、なかなかむずかしい法律問題でございまして、

それから最後に五カ年計画なり、あるいは一定期間で事業終了という事も一応予想されるわけでございまして、その際に資本金に相当する資産を食いつぶすわけでございまして、これは政府株ばかりではございせん民間株も入ると思ひますが、そういう際の株主が出資しました株券は一体どう

なるのか、その他のいろいろな問題を考えてみまして、実は予算の編成終了までに十分な結論を得ませんでしたので、一応補助金という形で計上いたしまして、しかし補助金といたしますと、具体的に申しますれば補助率という問題もございまして、これは三億円の補助金を交付するとなりますと、補助率は現在試験に直接要しました経費の五〇%でございまして、少くとも補助金の交付を受けた会社としましては三億円の金の問題がございまして、さらにそれに付帯いたします道路を作るとか、なんだかんだという経費がいろいろかかると思ひます。そうしますと、今度は自己資金分の調達という問題が起ります。実はあれこれ考えますと、どうも出資の方がいいではないかというところをわれわれは当初から考えております。また今でもその考えを捨てておりません。ただ具体的にどういう会社をどういう組織で作るかということになりますと、こまかい点までつめて考えてみますと、なかなか法律的な難点も相当ございまして、また構想自体も十分でない点もございまして、一応問題を後日に残したというふうなことにしております。

○三輪貞治君 それから特殊会社を作る場合に、新たに民間の資本が加わるというところを考えた場合に、今の精油をやっている石油会社、特に外国資本が入っている会社が出資をしたいというふうなことも必ず起ってくると思ひますが、これについてはどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(岩武照彦君) その点は現在の精製会社は、過半数の会社が外国資本が五〇%、あるいは特殊の会社に

おきましては五五%程度まで入っていることは御承知の通りでございまして、これはしかし現存精製会社から新しい会社に出資いたしますとしても關係は間接でございまして、外国資本の株主権を利用しまして、試験会社の運営に直接どうこうということとはこれはないかと考えております。なお政府が出資いたしますれば、政府としましては特殊会社法に基きます監督権のほかに、株主権としての監督権もあると思ひます。その点はあまり心配はないぢやないかというふうに一応考えております。

○三輪貞治君 それからこの補助は国産原油の開発に限るわけですが、将来この国産原油の開発をする、そういう会社が外国の石油資源を開発する、そういうような計画を持つ場合もあると思う。また現に昨年度調査をされておる事例もございまして、そういう場合の助成というところは通産省としては考えられておりますか。たとえば去年帝石がビルマの調査をしました、これはどういふふうな話し合いになっておるのかしらませんが、合弁会社なり、あるいは賠償なりでやるのか、とにかく何らかの形でこれを開発するという場合に、かなり始めるまでに調査の費用が要すると思ひますが、それでなくてさへも石油産業のうちにはもうか一部分が精製会社に持たれておつて、一番資本を要する部分だけを、そういう特殊な会社が自分の金で、そういう海外の資源調査までやり得るかというところは問題になると思ひますが、そういう場合の助成はこれはどういうふうにお考えられますか。

○政府委員(岩武照彦君) 海外資源の開発関係で国が直接助成するというところは、これはなかなか対外關係等もあつておつて、ただビルマのように、賠償協定、あるいは經濟協力協定というものができております地域におきましては、これは賠償關係でありますれば、その關係の経費が、これは両方の話し合いによりまして、日本の賠償負担から出すべしと相なりますれば、その關係から出ることと思ひます。また經濟協力の方では、これは調査費、あるいは試験費等は、それに基づいて採油企業を始めます会社のおそらく資本勘定になるだろうと考えますから、それで經濟協力は両方の……ビルマの關係は現在の話し合いでは五〇%ずつの持ち合いになっておりますから、その關係で処理できるかと考えております。その他の地域に對しましては、先ほど申し上げましたように、特殊の、あるいは補助金とかいふようなことではこれはちよつといろいろな關係もあつて厄介ではないかと考えております。その關係で要します、たとえば人間の渡航費、あるいは資材のいわば輸出という形になりますれば、輸出金融でありますれば輸出銀行で貸し付けますとか、あるいは渡航費等につきましては、現在外務省所管で東南アジア經濟協力補助費、これはそういうふうな技術者の渡航に對しましてある程度の補助を出すようなふうになっております。そういうふうな、いわばや間接的な形の方が對外的にはとりやすいかと思ひます。これも特別の協定や取りきめが両国間でできますれば、あるいは会社と向うの政府との契約で、そういう点が比較的難点がなくてできます

ばこれはやさしいと思います。ごく抽象的に考えますと、ちよつといろいな問題があると思います。

○海野三朗君 ただいまの関連してですが、石油の開港については、外資導入に対しては、ういふういふに考えられておられますか。外資導入、外国の人で資本を出したいという人がありましたが、それを受け入れられるのですか、あまり受け入れられないのですか。

○政府委員(岩武照彦君) その点突はわれわれもまだ具体的話もありませんが、その場で思ひつきました意見といたしましては、外国資本の入り方にもよるかと存じておりますが、普通のクレジットの形でありますれば、そう問題もないかと思っております。株式の形で入って資本参加ということになりますと、一般の資本導入の關係で、現在外資審議會等で一応持株比率は五〇％をこえない方がいいではないかというふうな基準で考えておるようでございますから、まあそういうふうな一般的な基準で考えてみたらどうかと思っております。しかしこれも現実とそういうこととのケースにぶつかりませんと的確なお答えはむづかしいと思います。今思ひつきましたこととしましてはその程度のことと考えております。

○海野三朗君 つまり外国資本の導入は歓迎していらっしゃるかどうかという意見を伺いたいのですが。

○政府委員(岩武照彦君) もしそういうふうな資本の流入が、今申し上げましたような基準で考えられます問題がありますれば、これは拒む必要はないと考えております。

○海野三朗君 先ほどあなたの御説明

の、一般会計予算貿易振興費といつてここにたくさん並べておりますが、この前の委員会で私がカーボン・ブラックのことをお伺いいたしました際に、それは外務省を通じてその輸出の品目を増してもうういふことに努力しておるか、いま一カ月たつたならば大体わかるであろうという石橋通商大臣のお答えでありましたが、その後カーボン・ブラックの中共に対する輸出はどういうふうになっておりますでしょうか。それとピッチ・コークスについてはやはり中共に輸出できないのか。それは向うでは戦時物資であると言つてこれを禁止せられておるのでありますけれども、そうするとその業者が立たない、今日日本では業者が立つていられない、という場合に、これは輸出できないんだと言つておられたのは、政府は何らかの業者に対する補償がなければならぬのじゃないか、こういうふうなことは思ふのですが、そういう点についてはどういふものでありますでしょうか。これは売つちやならない、売つちやならないと言つたつて、職工がちゃんとつて仕事をやっておるので、その品物を向うに売つちやならないというういふことを言われたつて、そういう規則は、背に腹はかえられない、やめてしまつたらいいのじゃないかというほど重大に私は思ふので、もしそれを輸出してはいけないということであるならば、政府は何らかの方策をもつてその業者を救わなければならぬのじゃないかと、こういうふうには私は考えますが、そういう点については官房長はどんなふうにお考えになつていらっしゃるか、御所見を伺いたい。

○政府委員(岩武照彦君) 御指摘の品

物のカーボン・ブラック、あるいはピッチ・コークスともに中共、ソ連向けはたしか禁輸品目に入つておるかと思つております。なお、これは少し厳格に調べてみたいと思つておりますが、多分そうではないかと思つております。そこで禁輸品目の緩和につきましては、外務大臣から申し上げておきます通り、パリのコムと言いまするか、正確に言いますればチャイナ・コミッティと言ふのが正確だそうでありますが、そこを中心にしてつちやう緩和の交渉をしておるのであります。この年を越しましてからなかなか品目の解除ができておりません。これは昨年の六月ころまでに一応中共、北朝鮮向けの禁輸リストは今までは日本がほかの国とだいい違つておりましたのが、だいぶ緩和されて、日本も西欧並みになつたといふことでございまして、なおソ連向け等はだいい品目の差もございまして、できるだけソ連向けのものに合わせますように、こちらからも奮勵いたしまして、現地でもしよつちやうやつておりますが、これは日本ひとりだけのことでございまして、加盟国が十カ国ございまして、その話し合いになると思ひます。残念ながらその後まだ解除の報に接していません。ただ衆議院の方でもいろいろ御質問がございましたが、特別な個々の契約によりまして禁輸品目の中でもパーター等の關係で、そのケースだけをのこして参るといふふうな制度もございまして、特にこれの特認品目と呼んでおりますが、これらの手続の方法もありませんことは、これはこの前申し上げた通りであります。昨年の暮以来、今年にかけまして、化学製

品の關係は、特に有機薬品が中心でございまして、だいい品目も特に認められて來ました。その關係の貿易だけは一応輸出許可を与えております。カーボン・ブラック、ピッチ・コークスにつきましては、現在その運びになつていないのじゃないかと思つております。なお、われわれとしましては、できるだけこれは差しかえないものであれば輸出したいという希望は捨てておりませんので、その關係の努力は進めたいと考えております。

○海野三朗君 私はその責任があるのではないかといふことを一つお伺いするのです。そういうふうな、品物を売つちやならないと言われれば、商売は上つたりになつちやう。それで会社はつぶれてしまふ。そういうときに、売つちやならないと言ふ以上には、やはり國家が補償するだけの考えがなければならぬのじゃないか、こういうふうな思ふのですが、その点は、どういふふうにお考えになりますか。売れてさえないけれども、設備でも何でも今急にこわすわけにもいけませんし、それを売つちやならぬと言われるのであれば、政府が何とかそれを助けていかなければならぬのじゃないかといふふうな思ふのですが、全く無責任ではあり得ないのじゃないか、まあ私はこう思ふのです。あなたは常識からお考えになつてどういふふうにお考えになりますか、そういうことについては。

○政府委員(岩武照彦君) これはお言葉を返すようですが、政府から、それは中共向けに輸出してもいいとか、あるいは中共向けがけつこうだろといふふうな指導をしておりますと、これ

は政府といたしましても責任を持たなければならぬといふのは当然だと思ひますけれども、御承知のように、禁輸品目は正式に公表されておられませんけれども、内面指導をいたしまして、こういう品物を中共向けに輸出する際は、これは禁止されておるといふことはある程度業界の方には徹底いたしまして、ういふに指導はいたしておるつもりでございます。またその關係の輸出の契約等も、そういうことであれば、まあしなう方が無難ではないかと、ういふふうには考えて指導しているわけでございます。ただカーボン・ブラックの方は、御承知のように、最近ゴムの關係が少し景気が悪いようございまして、困難な問題があると思ひます。直接政府がそれに対して、金融上のできる範圍の面倒は施して、すぐそれを政府の責任においてどうするといふのは、これはちよつとむづかしいではないかといふふうな思ひます。ほかにいろいろの中共關係には、戦前、あるいは戦後の、朝鮮事変前取引關係のありましたものでも、金融措置でだいい押えられておるものがあつて、ういふでございます。これらを政府が直接どうするといふのは、これは措置としてはむづかしいかと存じております。

○上林忠次君 石油の話が出まして、私もちろんしろとすから、大ざっぱなお答えだけでけつこうなんです。が、大体日本の石油資源なんというものは少いのだと、これは開港するには相当金がかかる、コストが高くなる、そういうことになりまふと、外国から安

いのが入つてくる、とつてもやつてい

ない

ない

ない

ない

けない、この調整は今でもやっておると思ひますが、輸入の品物と国産の品物との価格調整はやっておられると思ひますが、どんなことをやっておられるか知らぬ、そういうような現状も簡単に話したいですが、大体こういうふうな少い資源を開発するには相当の金がかかる、それに対して補助を出す。先ほどのような半額の補助を出してボーリングをやらず、こういうことをやっていきましても、とつても日本の生産費が高くなつて、国産の石油製造業者はやっていけないのじゃないか。それに対しては外資も入れていくというふうな話も出ましたが、私は石油においては外資導入をしないと石油の資源は開発できないのか、あるいは国内の力だけで、民族資本だけで開発ができるのか、それに対しては外国の輸入品と同様な措置をとるのか、どうせ安いのが入ってくるのですから、これとの措置ですが、そういうふうなことを考えますと、五〇%の補助なんというのは、これは国でやったらどうか、補助を出して業者にやらせずに、国の仕事としてボーリングをやるのだ、あとの措置はなるべく外資を入れずに、日本の民族資本でこの石油の開発をやっていく、この事業を支えていくということをやつてもいい。もしこれが外資を入れますならば、日本の弱小企業者はすぐ倒れてしまう。これはいろいろなかの業種でも先例はたくさんありますが、とてもやっていけない、太刀打ちができない。こういうようなことを考えますと、ボーリングだけは国の力でやたらどうかというところ、外資導入はなるべくやめて、民族資本を保護していくというこ

とを考えなくちゃならぬ。かような点につきましても、そういうような価格の調整はどういう工合にするか、輸入品との価格調整はどういうふうにするか。また先ほどいふ話が出ましたが、外資導入に対しては、どの程度この業界に外資を入れていくかというお考えですか、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(岩武照彦) 今、現在国産原油の価格はたしかキロリッター当り六千五、六百円、国内の精製業者に渡しているかと思つております。輸入の原油は正確に存じませんが、種類によつて違ひますが、たしか四千円台ではないかと思つております。これは現在のところにおもに出ます地帯が日本海岸の方でございまして、あの方面に井戸を持つております会社に対しては、輸入原油によりまする利益と推されますものでカバーできるやうに、ある程度国産原油を使用いたしす量に應じて、輸入原油の割当量をふやすという形で操作いたしてあります。それでなぜそういうふうになるかという問題がございしますが、これは私、詳細に実は検討してございまして、的確なことはあるいは申し上げられかねるかと思ひますが、試験関係の経費、これは結局一種の仮勘定みたいなことで処理して、あとで当りました際に償却で落すわけでありまして、その関係の利益が多くなって高くなりますものが相当あると思ひますが、同時に国内の一般会社によります産油量が少いものから、しかもこの井戸の能率のいい、たくさん油の出る井戸が少いという関係で、相当高くなつてい

実はこの開発五カ年計画を立てました際に、仮に将来五カ年後に百万キロリッター程度出るやうになるといたしまして、一体原油のコストがどうなるだらうかと、いろいろ検討いたしてあります。これはその当る率、あるいはどの程度に能率のいい井戸が当るかという問題も非常に関係いたしますので、相当まあ推量の要素も入りますが、やはり百万キロリッター程度まで出るやうな規模になれば、これは償却の割掛も安くなりますし、その他の一般管理費等の割安も手伝ひまして、まあ五千円台以下になるのじゃないか。うまくいけば四千円台になるのじゃないかというふうに一応見ております。これも試験の結果いかんによりまして、的確に申し上げられませんが、何とか輸入原油に対抗はできませんけれども、しかし現在よりは相当安くなるのじゃないだらうかと、こういうふうにか

おります。いずれにいたしましても、そういうやうなまあ輸入原油の方の運賃の関係、あるいは関税関係からくる値上り、それから国産原油の方の増産による値下りというものの現在の幅は相当縮まるかと思ひますが、これは同じやうな程度にいかん。そういうやうな操作で、現在のところは、ある程度は輸入原油の操作によりまして国産原油の使用を奨励して参る、こういう状況です。

○上林忠次君 国の負担で合理化をやる、そこまでする方が手つとり早く開発できるのじゃないかと思ひます。ここまでするやうなやり方ではないかと思ひます。

○政府委員(岩武照彦) 今のお話は国の直接の機構、たとえば特別会計とか、あるいは公社とかがやつたらというお話だと思ひますが、これはいろいろ検討してみましたが、結局特別会計、これは実際上だれかの委託になりますので、むしろ公社となりますが、公社も確かにいろいろな点で利点があつたと存じておりますが、ただ予算でその支出まで相当制約を受けますということ、従つて弾力性、機動性がないうこと、それからもう一つは、やはり現在ある民間の精製会社の資本力がある程度活用する方がいいのではないかと。結局問題は資金の量になりまして、そうしますと、やはり特殊会社にして、現在の各社からも出資を認めまして、そして資金の量をふやして仕要の産油量に持つていった方が、大きな目で見てかえつていいのじゃないかというところで、株式会社形態で、しかも国が相当監督できる形態の方がいい

だらうというので、特殊会社という構想を一応検討をいたしましたのであります。

○上林忠次君 今に關連して。ただいままで、六月まで免稅になつておる輸入原油並びに重油類ですね。関税復活のお話もございましたが、その場合、それを理由にして値上げをされるおそれがある。それをさせない何か手を打つ御用意があるのですか。

○政府委員(岩武照彦) これはさつぱらに申し上げまして、一般的に値上りを阻止する方法は実はないと思つております。ただ、この一番被害を申しますか、値上りの被害を受けますところは、大体はこの原油系統の内燃機関、あるいはボイラー、あるいはその他の発生炉系統の設備を持つておられる業界だらうと思ひます。そのうちで特にこの漁業用のものにつきましては、現在も相当地域で価格がまちまちで、いろいろな漁業方面からの意見、陳情等もございまして、漁業方面だけは何とか値上りを来さないやうな行政指導で行いたいということで具体策を農林省と打ち合せてやつております。まあ大案としては関税賦課前の価格で、現実に、末端の小売業者から漁業組合へ渡り得るやうな方法を講じたことを考へております。実はその関係もありまして、重油の種類のうちでA、B、C、三つありますが、そのうちAはほとんど水産業、機帆船用でございまして、これは今度一応関税復活を行わず免稅のまま、それからB、C重油の中でB重油の約三割程度のものが西の方面の水産業者が主として使つておられますが、その点を何とかいま申し上げましたやうな関税による値上げを直接受け

ないような措置を講じたい、こういうふうな考えでおります。従いましてし

わが寄りますのがC重油、あるいはB重油の陸上用重油です。これはできるだけ値上げの幅を小さくしたいとは考えておりますが、現在でも輸送経路の關係とか、あるいは取引量の關係等で絶対額におきましては陸上用が割合安いのでございます。これは、取引が大きいとか、あるいは受け入れの方法がタンク渡しとかいうことで、これはドラムカン渡しと漁船とはだいぶ違うのは当然でございます。それもござい

ますから現在の比較的割安ということは言葉が悪いですが、これも絶対額の

度、指示を行い得るような規定も入れたいと考えております。

○三輪貞治君 今の質問、特に私がするのにはさつきちよつと申しましたように石油会社の大部分のものが五〇%も

の外国資本で占められているというよ

うな実情でありますから、一方で二

十億とて、一方でそれ以上の価格

値上げによる利潤を向うへ持つて行

これが世界の大勢になって来たんで、そこへまあ日本が戦後新しいマーケットとして登場いたしまして、前から若干の外国資本の問題があるところへ結びつきまして、国内の精油所の復興、あるいは拡充ということが日程に上って来まして、そういう態勢と、それから戦前から資産のつながりというのをもちまして外国資本が急速に入つたわけでございます。それも当時、さつぱらんに申し上げますれば占領当時で外資法といったものも十分に制定運用されてない時代で、いわば占領軍の仲介あつせんによりまして国内の精製業者が結びついていった。それもまあ資本参加という形が大部分で、それプラス技術提携、あるいは貸付金債権という形で、資金的な援助、技術的な援助を得たわけでございます。ところが、当時はいわば運輸資金にも窮する時代でございましたので、設備の復興資金のみならず原油の代金をもつて株式投資に振りかえるというような措置も行われまして、その結果としましては、資本的には外国資本の参加率が急速に上つて参りました。また戦前外国資本の入つてなかつた会社に対しまして、外資提携ができればという状態ができてまして、まあ現在のうちに大多数の会社におきまして、多くは五五%、少いのは五〇%以下でございまして、資本参加を見ている、重役陣も若干の外国人が入つておる。それからそのほかには相当多額の外国債務をしょつていてというのが実は現在の状態でございます。決してこれは望ましい状態ではないかもしれませんが、まあ当時の荒廃しました石油精製業、あるいは技術的にも、あるいは規模的にも非常におくれておりました日本の精製業がどうかこうにか現在一千万キロ程度の能力を持つておりますが、これはおそらく世界の石油精製業と比しましても相当な規模の精製設備能力で、これを持ち得まして、しかも一応技術的にもどうやら水準まで近づきつつあるというのは、これは一つはやはり外国資本の提携もあつたわけでございまして、ただ外国資本でございまして、お話のようにいろいろな株式配当、あるいは債務の返済という形である程度の海外輸送金の起りますことはこれはやむを得ませんが、同時にそれだけの事業の規模を持つておりますので、これは国内の関連産業、あるいは雇用の上にも若干のプラスになつておることはこれまた争われないことである。また日本の国の法律のもとにおきます会社形態でございまして、これは然らざる会社と同じように日本政府の監督に入るのでありますから、その辺は一利一害があると存じております。弊害ばかりではないと存じております。

○委員長(吉野信次君) いかでが、御質問もまだおありになるかもしませんが、何でしたら今日はこの程度にいたしまして……

午後四時十二分散会

四月二日本委員会に左の案件を付託された。

一、只見川特定地域総合開発促進に関する請願(第四七号)

一、只見川電力を電源地方に優先確保する請願(第四八号)

保するの請願(第四八号)

一、電気料金引下げに関する請願(第五五号)

一、只見川電源開発工事促進等に関する請願(第六五号)

第四七号 昭和三十年三月二十六日受理

只見川特定地域総合開発促進に関する請願

請願者 新潟県議会議長 見玉

紹介議員 西川弥平治君

只見川特定地域は全国十九特定地域のうち未開発電力、地下並びに森林資源の包蔵量、質ともに最も卓越した地域であり、経済再建の重要施策として取り上げられたにもかかわらず、これが実施に要する事業費配分に対する政府の措置が不徹底で、その進捗も微々たるものに過ぎない実情であるから、本地域開発の重要性にかんがみ、すみやかに閣議決定され、特に事業費補助率九十パーセント以上の別わく予算を設定するとともに本地域開発上最も必要な国有鉄道只見線全通と産業開発道路整備を早急に実施するよう措置せられたことの請願。

第四八号 昭和三十年三月二十六日受理

只見川電力を電源地方に優先確保するの請願

請願者 新潟県議会議長 見玉

紹介議員 西川弥平治君

只見川電力を未開発後進地域の地元産業発展のために優先的に利用すること、は、大なる犠牲を払い協力した地方民

に報いるものであり、また送電損失の軽減等経済的電力資源の活用上最良の方策であるから、只見川電力を電源地方の工業振興のために優先的に確保するよう措置を講ぜられたことの請願。

第五五号 昭和三十年三月二十九日受理

電気料金引下げに関する請願

請願者 福島市杉妻町一六福島県庁内東北七県電気料金値上げ反対期成同盟会内 蓮沼龍輔

紹介議員 木村 守江君 石原幹市郎君 松平 勇雄君

昭和二十九年十月政府は、電気料金の値上げを避けるため冬期料金実施の暫定措置により昭和三十年四月以降の料金においては原価改善に努力すると公約したが、結果的には料金低減の地方がある反面、東北地方産業需要電力は五ないし六割の値上げとなり、また零細東北民の電燈料は二、三割高騰する等電源地方の疲弊と困惑はまことに忍びえなから、電気料金値下げの措置を講ぜられたことの請願。

第六五号 昭和三十年三月二十九日受理

只見川電源開発工事促進等に関する請願

請願者 福島県議会議長 蓮沼龍輔外一名

紹介議員 田畑 金光君 西川彌平治君 三浦 辰雄君 木村 守江君

多年にわたる只見川電源開発に関する懸案も、政府の決定により解決をみて以来、待望の奥只見、田子倉および黒

又第一発電所工事、最近着工の運びとなつたが、目下の資金計画では当初予定の半分にも当らず、奥只見の昭和三十三年度、田子倉の昭和三十二年度の完成は困難になり、ひいては電力の需給及び下流沿岸耕地のかんがい等諸般の計画にそこをきたし、再建途上にあるわが国経済に与える影響はきわめて大なるものがあるから、その資金計画においても田子倉及び奥只見、黒又川第一電源開発工事が当初計画通り促進されるよう措置せられるとともに、只見特定地域総合開発事業の促進、福島、新潟両県の工業振興と電力確保についても特別の法的措置を講ぜられたことの請願。

四月九日本委員会に左の案件を付託された。

一、只見川特定地域総合開発促進に関する請願(第一一五号)

一、只見川電力を電源地方に優先確保するの請願(第一一六号)

第一一五号 昭和三十年四月四日受理

只見川特定地域総合開発促進に関する請願

請願者 福島県議会議長 蓮沼龍輔

紹介議員 田畑 金光君

只見川特定地域は全国十九特定地域のうち未開発電力、地下並びに森林資源の包蔵量、質ともに最も卓越した地域であり、経済再建の重要施策として取り上げられたにもかかわらず、これが実施に要する事業費配分に対する政府の措置が不徹底で、その進捗も微々たるものに過ぎない実情であるから、

された。

一、輸入粗糖外貨資金割当等に関する請願(第一八九号)

第一八九号 昭和三十年四月二十六日受理
輸入粗糖外貨資金割当等に関する請願者 東京都港区芝三田四国町二ノ一五全国菓子協同組合連合会理事長 北本兵次

紹介議員 一松 定吉君

砂糖価格の安定は、輸入量の増加と輸入砂糖の消費に対する行政手腕によつて安定するものであるが、現在、輸入粗糖(精白前のもの)の全部を精白に加工して一般消費者、菓子業者に使用させるため、従来、粗糖を使用して一般大衆向きの菓子加工に当つてきた全国菓子業者は、加工面のみならず経済面にも非常に困難に陥つてゐるから、(一)本年度上期(四月—九月)輸入粗糖外貨資金割当の数量の中、五万トンを全国菓子協同組合連合会の業者に割当すること、(二)全国菓子協同組合連合会を精糖業者、再製糖業者と同様、実需者団体として取り扱われたいこと等の請願。

五月六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案
一、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案
中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案
中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案

正する法律

中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第五十条中「百五十五億円」を「百七十億円」に改め、「第六項」の下に「及び第七項」を加える。
第九条中「四人」を「五人」に改める。

第二十七条の見出し中「交付」を「交付等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 公庫は、業務を行うため必要があるときは、政令で定めるところにより、業務に係る現金を郵便振替貯金とし、又は銀行に預け入れることができる。

第三十三条に次の一項を加える。

7 第三項の規定による日本開発銀行の貸付金は、政令で定めるところを除く外、政令で定めるところにより、政令で定める時期において返済されたものとなるものとし、その返済されたものとされた日本開発銀行の貸付金の額に相当する金額が、当該時期において、政府の産業投資特別会計から公庫に対し出資されたものとする。

第三十四条第四項中「公庫の成立の日から二年をこえない期間内において」を削る。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第五条の改正に伴い政府の一般会計から出資すべき金額は、昭和三十年度において出資するものとする。改正後の第三十三条第七項の規定により、同条第三項の規定

による日本開発銀行の貸付金が返済されたものとなつたときは、日本開発銀行の資本金の額及び政府の産業投資特別会計からの日本開発銀行に対する出資金の額は、それぞれ、当該時期において、その返済されたものとされた日本開発銀行の貸付金の額に相当する金額を減少するものとする。

4 中小企業金融公庫が第三十三条第一項の規定により承継した債権及びこれに附随する権利義務について、日本開発銀行は、政令で定める時期までに、政令で定める金額を中小企業金融公庫に支払わなければならない。

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第六条ノ二の次に次の一条を加える。

第六条ノ三 商工組合中央金庫ノ資本金ヲ十億円増加シ之ヲ千万口ニ分チ一口ノ金額ヲ百円トス

第八條ノ二の次に次の一条を加える。
第八條ノ三 政府ハ第六條ノ三ノ規定ニ依ル資本金ノ増加ノ為十億円ヲ商工組合中央金庫ニ出資ス
附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 第八條ノ三の改正規定の施行に伴い政府の出資すべき金額は、昭和

和三十年度において出資するものとする。

五月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業金融機関の拡充等に関する請願(第二二三号)

一、只見川特定地域総合開発促進に関する請願(第二二二号)

一、只見川電力を電源地方に優先確保するの請願(第二二三号)

一、只見川電源開発工事促進等に関する請願(第二三四号)

一、日中貿易協定に関する請願(第二三六号)

一、国土総合開発促進に関する請願(第二四〇号)

一、石油資源開発に関する請願(第二二七号)

第二二三号 昭和三十年四月二十八日受理

只見川特定地域総合開発促進に関する請願者 福島市杉妻町一六福島県議会議事局内 長谷川幸太郎

紹介議員 石原幹市郎君

只見川特定地域は全国十九特定地域のうち未開発電力、地下並びに森林資源の包蔵量、質ともに最も卓越した地域であり、経済再建の重要施策として取り上げられたにもかかわらず、これが実施に要する事業費配分に対する政府の措置が不徹底で、その進捗も微々たるものに過ぎない実情であるから、本地域開発の重要性にかんがみ、すみやかに閣議決定され、特に事業費補助率九十パーセント以上の別わく予算を設定するとともに本地域開発上最も必要な国有鉄道只見線全通と産業開発道路整備を早急に実施するよう措置せられたいとの請願。

第二二三号 昭和三十年四月二十八日受理

只見川電力を電源地方に優先確保するの請願者 福島市杉妻町一六福島県議会議事局内 天野光晴

紹介議員 石原幹市郎君

只見川電力を未開発後進地域の地元産業発展のため優先的に利用すること、は、大なる犠牲を払い協力した地方民に報いるものであり、また送電損失の軽減等経済的電力資源の活用上最良の

方策であるから、只見川電力を電源地方の工業振興のため優先的に確保するよう措置を講ぜられたとの請願。

第三四号 昭和三十年四月二十八日受理
只見川電源開工事促進等に関する請願
請願者 新潟県議会議長 兄玉 龍太郎外一名
紹介議員 石原幹市郎君

多年にわたる只見川電源開工事に関する懸案も、政府の決定により解決をみて以来、待望の奥只見、田子倉および黒又第一発電所工事が、最近着工の運びとなつたが、目下の資金計画では当初予定の半分にも当らず、奥只見の昭和三十三年度、田子倉の昭和三十二年等の完成は困難になり、ひいては電力の需給及び下流沿岸耕地のかんがい等諸般の計画に支障をきたし、再建途上にあるわが国経済に与える影響はきわめて大なるものがあるから、その資金計画においては、田子倉及び奥只見、黒又川第一電源開工事が当初計画通り促進されるよう措置せられるとともに、只見特定地域総合開発事業の促進、福島、新潟両県の工業振興と電力確保についても特別の法的措置を講ぜられたとの請願。

第二三六号 昭和三十年四月二十八日受理
日中貿易協定に関する請願
請願者 東京都千代田区丸ノ内 三ノ六 鈴木一雄
紹介議員 木下 源吾君

日中貿易の正常化をはかりさらにこれを発展拡大するために、政府は中国貿易代表団の招請に諒解を与え、すんで中国代表団との話し合いを行い、貿易計画の立案に参加し、支払協定の裏付けを保証し、あるいは通商代表部の相互設置問題に善処する等、実質的に新協定を充実させ、その実現性を保証し、その実行を円滑にするような措置を講ぜられたとの請願。

易代表団の招請に諒解を与え、すんで中国代表団との話し合いを行い、貿易計画の立案に参加し、支払協定の裏付けを保証し、あるいは通商代表部の相互設置問題に善処する等、実質的に新協定を充実させ、その実現性を保証し、その実行を円滑にするような措置を講ぜられたとの請願。

第二六〇号 昭和三十年四月三十日受理
国土総合開発促進に関する請願
請願者 岩手県議会議長 中野 吉郎
紹介議員 川村 松助君

国土総合開発は日本の経済建設における不可欠の課題であり、特に未開発地方においては国民経済の行詰りを打開するために大きな役割をもつ各種の資源が豊富に賦存されている現状に鑑み、政府は国際収支の改善、失業対策の処理、財政投資の効率化を期すためにもすみやかに確固たる総合的な長期計画を樹立し、国策として強力に推進せられたとの請願。

第二七二号 昭和三十年五月二日受理
石油資源開閉に関する請願
請願者 鹿児島県議会議長 田 中茂穂
紹介議員 西郷吉之助君

日本産業構成においては、近年とみに工業力に依存する体制を強化しつつあり、且つ産業の合理化及び企業の近代化に重点がおかれ、その熱源たる石油の需用は年々増大する傾向にあるが、国内石油資源の生産量は、その需用のわずかに五パーセントに達するに過ぎない。わが国は石油資源の乏しい国であるが、石油の需用は年々増大する傾向にあるが、国内石油資源の生産量は、その需用のわずかに五パーセントに達するに過ぎない。

セント以上を輸入によつてまかなつて現状であるから、石油資源総合開発をすみやかに促進し、埋蔵資源の豊富なる未開地地域の積極的開発を図りたいとの請願。

五月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、自動車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案
自動車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案
自動車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案
自動車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

題名を次のように改める。
自動車競技法等の特例に関する法律

第一条第一項中「については、」の下に「当分の間、」を加える。

第二条第一項中「振興を図るため、」の下に「当分の間、」を加え、同条に次の一項を加える。

5 主務大臣は、第一項又は前項の計画を定めようとするときは、機械工業振興協議会に諮問しなければならない。

第三条中「収入とすべき金額は、」の下に「当分の間、」を加える。

第五条第一項中「金庫は、」の下に「当分の間、」を加える。

第五条の次に次の四条を加える。

第五條の二 金庫は、前条第一項の業務に関する会計について、会計検査院の検査を受けなければならない。

ない。
第五條の三 通商産業省に、機械工業振興協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、主務大臣の諮問に応じ、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議する。

第五條の四 協議会は、委員十五人以上をもつて組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

3 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。

4 委員は、非常勤とする。

5 通商産業大臣は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を総理させる。

6 前各項に定めるものの外、議事の手續その他協議会の運営に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五條の五 競輪運営審議会は、通商産業大臣の諮問に応じ、自動車競技法第十七條第一項に規定するもののほか、自動車競走の制度に關する重要事項について調査審議する。

2 競輪運営審議会の委員の数は、自動車競技法第十七條第二項の規定にかかわらず、二十人以上とする。

附則中第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とし、以下順次二項ずつ繰り上げる。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項の表中

競輪運

営審議會

自動車競走場の設置の許可
要事項を調査審議するこ

を

競輪運

営審議會

自動車競走の運
する重要事項を

機械工業振興協

議會

関係各大臣の諮
問（昭和二十九年
れた事項を調査

営に關する重要事項及び自動車競走の調査審議すること。

問に應じ、自動車競技法等の特例に關法律第六十九号）によりその権限に審議すること。

制度に關

する法律

屬させら

に改める。

昭和三十年五月二十一日印刷

昭和三十年五月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局